



下記事業所の設置・整備に係る不動産を施工、販売又は賃貸したことを証明します。
なお、当該不動産の登記事項証明書及び(請負・販売・賃貸借)契約書の写を添付します。

(様式第 17 号 設置・整備費用申告書項番 番)

労働局長 殿

都道府県労働局
受理印

施工・販売又は賃貸業者記入欄	
1 証明者 (施工、販売又は賃貸を行った者)	フリガナ 法人名 (※個人事業の場合、屋号名等を記入して下さい) フリガナ 役職・代表者氏名 印 (※役職名は、法人の場合のみ)
	主たる事業所の所在地 〒 - 電話番号 ()
	証明書作成担当者 所属(部課) 電話番号 () 氏名
	証明年月日 平成 年 月 日
2 設置・整備事業主 (施工、販売又は賃貸の相手方)	フリガナ 法人名 (※個人事業の場合、屋号名等を記入して下さい) フリガナ 役職・代表者氏名 (※役職名は、法人の場合のみ)
	主たる事業所の所在地 〒 - 電話番号 ()
3 証明に係る不動産の状況	地番 新・増設、販売、賃貸に係る部分の面積: m ²
	契約締結日 平成 年 月 日 (新・増設、販売の場合) 引渡日 平成 年 月 日
	(賃貸の場合) 賃貸借契約期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
4 費用額	(施工の場合) 工事費総額 円(税込) (うち受領済額 円)
	(販売の場合) 販売価格 円(税込) (うち受領済額 円)
	(賃貸の場合) 年額 円(税込) (うち受領済額 円)

設置・整備事業主記載欄	証明者と以下の関係で (ない ・ ある)
設置・整備事業主が法人の場合	
① 設置・整備事業主の代表者・② 設置・整備事業主の代表者が代表者の法人・③ 設置・整備事業主の代表者の配偶者・④ 設置・整備事業主の代表者の配偶者が代表者の法人・⑤ 設置・整備事業主の代表者の3親等以内の親族・⑥ 設置・整備事業主の代表者の3親等以内の親族が代表者の法人・⑦ 設置・整備事業主の取締役会その他これに準ずる機関の構成員(以下「取締役等」という。) ⑧ 設置・整備事業主の取締役等が代表者の法人・⑨ 計画日の前日から起算して1年前の日から第1回支給決定を行う日の間のいずれかの日に設置・整備事業主の代表者と雇用関係にあった法人又は個人事業主・⑩ 設置・整備事業主の親会社、子会社及び関連会社	
設置・整備事業主が個人事業主の場合	
⑪ 設置・整備事業主本人・⑫ 設置・整備事業主が代表者の法人・⑬ 当該設置・整備事業主の配偶者・⑭ 当該設置・整備事業主の配偶者が代表者の法人・⑮ 当該設置・整備事業主の3親等以内の親族・⑯ 当該設置・整備事業主の3親等以内の親族が代表者の法人・⑰ 計画日の前日から起算して1年前の日から第1回支給決定を行う日の間のいずれかの日に当該設置・整備事業主と雇用関係にあった法人又は個人事業主・⑱ 設置・整備事業主の関連事業主	

地域雇用開発奨励金 設置・整備費用証明書（不動産用）の記入について

〔施工、販売、又は賃貸業者の方へ〕

- 1 この証明書は、施工、販売、又は賃貸の相手方（設置・整備事業主）が地域雇用開発奨励金の申請をする際に必要となるものです。ご記入いただいた内容について、後に労働局より確認させて頂く場合がありますので、その際にご協力ください。
- 2 「1 証明者」欄に事業所名、代表者名、所在地、証明書作成担当者名をご記入ください。証明年月日はこの証明書を設置・整備事業主に交付する日を記入してください。
- 3 「2 設置・整備事業主」欄に、設置・整備事業主の事業所名、代表者名、所在地を記入してください。
- 4 「3 証明に係る不動産の状況」欄に「地番」、「新・増設、販売、賃貸に係る部分の面積」、「契約締結日」を記入してください。また、新・増設、販売の場合は「引渡日」を、賃貸の場合は「賃貸借期間」を記入してください。
- 5 「4 費用額」欄のうち、施工、販売、又は賃貸のいずれか該当する欄に金額を記入してください。

〔設置・整備事業主の方へ〕

- 1 この証明書は、地域雇用開発奨励金設置・整備費用申告書（地様式第 17 号）に記載した不動産ごとに 1 部ずつ提出してください。なお、「施工・販売又は賃貸業者記入欄」上段の「（様式第 17 号 設置・整備申告書項番__番）」欄には、地域雇用開発奨励金設置・整備費用申告書（地様式第 17 号）に記載した項番に該当する番号を記入してください。
- 2 設置・整備事業主記載欄の該当箇所に○印を付してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・不正受給を防止する観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差し替えや訂正を行うことはできませんので、慎重に確認した上で提出してください。・本奨励金は国の会計検査の対象となることがあります。そのため、支給決定後であっても実地調査を行う場合があります。なお、偽りその他不正行為により支給を受けた場合、支給金額の全部又は一部を返還していただくとともに、以後3年間、雇用保険二事業の各種給付金を受けることができなくなります。また、偽りその他不正行為の内容如何によっては、刑事告発することもあります。 |
|---|